

第20回 定時株主総会招集ご通知

株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
証券コード 7172

目 次

日時
2026年3月26日（木曜日）午前10時
（入場・受付開始は午前9時30分です）

場 所

東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
住友不動産虎ノ門タワー 2階
ベルサール虎ノ門

議 案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

目 次

招集ご通知	P 1
株主総会参考書類	P 6
事業報告	P 3 6
連結計算書類／計算書類	P 5 1
監査報告	P 5 5

当日ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。

証券コード 7172
(発送日) 2026年3月5日
(電子提供措置の開始日) 2026年2月27日

株 主 各 位

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
代表取締役社長 白 岩 直 人

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.jia-ltd.com/>
(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR・投資家情報」「IRライブラリー」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ジャパンインベストメントアドバイザー」または「コード」に当社証券コード「7172」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁に記載のいずれかの方法により所定の日時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月26日（木曜日）午前10時（入場・受付開始は午前9時30分です。）
2. 場 所 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
住友不動産虎ノ門タワー 2階 ベルサール虎ノ門

3. 目的事項 報告事項

1. 第20期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書について、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。この場合は、当日会場受付に委任状と株主様ご本人及び代理人の株主様の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- ①事業報告の「主要な事業内容」
- ②事業報告の「主要な拠点等」
- ③事業報告の「会社役員の状況 責任限定契約の内容の概要」
- ④事業報告の「会社役員の状況 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」
- ⑤事業報告の「会計監査人の状況」
- ⑥事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ⑦事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
- ⑧事業報告の「新株予約権等の状況」
- ⑨連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ⑩連結計算書類の「連結注記表」
- ⑪計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑫計算書類の「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年3月25日（水曜日）
午後6時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年3月25日（水曜日）
午後6時入力完了分まで



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

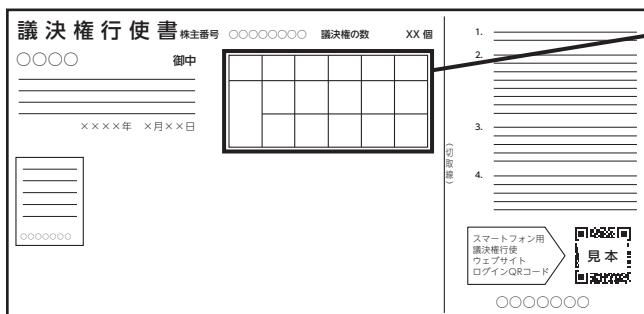
日 時

2026年3月26日（木曜日）
午前10時（入場・受付開始：午前9時30分）

【機関投資家の皆様へ】

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにて議決権を行使いただけます。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5・6・7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

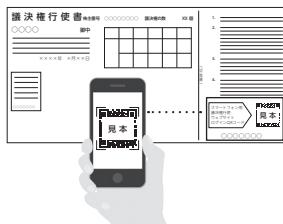
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

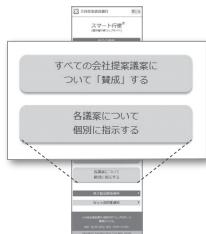
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

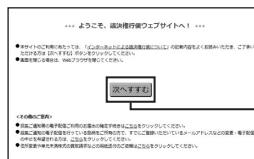
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

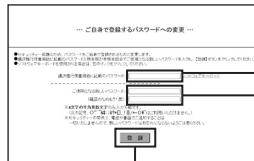
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

※インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

※「議決権行使ウェブサイト」は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社の利益配分の基本方針は、将来の事業展開と財務基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績連動と安定配当のバランスを考慮した配当を実施することとしております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の経営環境等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- | | |
|--------------------------|-----------------------------------------|
| (1) 配当財産の種類 | 金銭 |
| (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき金44円
配当総額 金2,663,984,840円 |

なお、2025年9月1日に中間配当金として1株につき43円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき87円となります。

- | | |
|--------------------|---------------|
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2026年3月27日（金） |
|--------------------|---------------|

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

- ①当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- ②当社は、今後の事業拡大に向けた人材採用に必要な事務所の拡張及び従業員の働きやすさの向上を目的として本店を移転いたします。このため、現行定款第3条（本店の所在地）を東京都千代田区から東京都港区に変更するものであります。
- ③機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第42条（剰余金の配当等の決定機関）及び第43条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第44条（期末配当金）及び第45条（中間配当金）を削除するものであります。
- ④その他、上記の各変更にあわせ字句の修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線部分が変更箇所を示します）

なお、本議案における定款変更は、第3条については2026年6月30日までに開催される取締役会において別途決定した日、その他については本総会の終結の時をもって効力を生じるものといたします。

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第2条（条文省略）	第1条～第2条（現行どおり）
（本店の所在地）	（本店の所在地）
第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。	第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。
（機関）	（機関）
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	2. 監査等委員会
3. 監査役会	<削除>
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第5条（条文省略）	第5条（現行どおり）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>
<p>第6条～第9条（条文省略）</p>	<p>第6条～第9条（現行どおり）</p>
<p>（株主名簿管理人）</p>	<p>（株主名簿管理人）</p>
<p>第10条 当社は株主名簿管理人を置く。</p>	<p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p>
<p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって選定する。</u></p>	<p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が選定する。</u></p>
<p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、<u>新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>（株式取扱規程）</p>	<p>（株式取扱規程）</p>
<p>第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>第12条（条文省略）</p>	<p>第12条（現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>
<p>第13条～第14条（条文省略）</p>	<p>第13条～第14条（現行どおり）</p>
<p>（株主総会参考書類等の電子提供措置）</p>	<p>（株主総会参考書類等の電子提供措置）</p>
<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>	<p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第18条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p><新設></p> <p>（取締役の選任）</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p><新設></p>	<p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第18条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>（員数）</p> <p>第19条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、<u>6名以内とする。</u></p> <p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>（選任方法）</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p><u>4 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令又は定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。この場合において、選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><新設></p> <p>2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p><新設></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 増員又は補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>ただし、前条第4項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役が、監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできないものとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p><新設></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p><新設></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p><u>2 前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録) <u>第27条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p><u>第28条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) <u>第29条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) <u>第30条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数) <u>第31条</u> 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(取締役会の議事録) <u>第28条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p><u>第29条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等) <u>第30条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p>(取締役の責任免除) <u>第31条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく<u>損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の選任)</u> 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>3 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4 前項の補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役の任期)</u> 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として株主総会で選任された監査役の任期は、当該退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>ただし、前条第3項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできないものとする。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(常勤監査役)</u> 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u> 第38条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会規則)</u> 第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p><削除></p>

現行定款	変更案
<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	
<p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会の招集権者)</u> 第32条 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集することができる。</p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p><新設></p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第34条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p><新設></p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> 第36条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p>

現行定款	変更案
<p><新設></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第41条～第42条（条文省略）</p> <p><新設></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第43条（条文省略）</p> <p><u>（期末配当金）</u> 第44条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。</p> <p><u>（中間配当金）</u> 第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>	<p><u>（監査等委員会規則）</u> 第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第39条（現行どおり）</p> <p><u>（報酬等）</u> 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第41条（現行どおり）</p> <p><削除></p> <p><削除></p>

現行定款	変更案
<p><新設></p> <p><新設></p> <p>(期末配当金等の除斥期間) 第46条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息を付けない。</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第42条 当会社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第43条 当会社は、期末配当として毎年12月31日、中間配当として毎年6月30日のそれぞれ最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当をすることができる。 2 当会社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(配当財産の除斥期間等) 第44条 配当財産が、その交付開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその交付義務を免れる。 2 配当財産が金銭の場合、未払のときでも利息を付けない。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="409 167 500 193"><新設></p> <p data-bbox="170 235 261 261"><新設></p> <p data-bbox="170 684 261 710"><新設></p>	<p data-bbox="1014 167 1090 193"><u>(附則)</u></p> <p data-bbox="765 235 1332 435"><u>第1条 第20回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項所定の損害賠償責任につき、同法第426条第1項に基づく取締役会決議による免除については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。</u></p> <p data-bbox="765 443 1332 642"><u>2 第20回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、同法第427条第1項に基づき限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。</u></p> <p data-bbox="765 684 1316 848"><u>第2条 定款第3条（本店の所在地）の変更は、2026年6月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、本附則第2条は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

現任取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	候補者属性	氏名	性別	現在の地位及び担当	2025年度取締役会出席回数 (出席率)
1	再任	しら いわ なお と 白岩直人	男性	代表取締役社長	13/13回 (100%)
2	再任	いし かわ てい じ 石川禎二	男性	取締役 航空機ファイナンス事業部管掌	13/13回 (100%)
3	新任	むら かみ みち お 村上満保	男性	執行役員 事業開発本部長	—

新任 新任取締役候補者

再任 再任取締役候補者

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1 再任	しら 白 い わ な お と 直 人 (1961年7月6日)	<p>1985年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2002年7月 バンク・オブ・ザ・ウエスト日系企業部長 2004年6月 (有)ジャパン・インベストメント・アドバイザ ー(現(株)こうどうホールディングス) 取 締役 2006年1月 同社代表取締役(現任) 2006年8月 (有)ホワイトロック(現(株)ホワイトロック) 代表取締役(現任) 2006年9月 (有)ジャパン・インベストメント・アドバイ ザーから新設分割により(株)ジャパン・イン ベストメント・アドバイザ(現当社)を 設立、代表取締役社長(現任) 2007年1月 CAIJ(株)(現フィンスパイア(株))を設立、 代表取締役社長 2013年10月 JPリースプロダクツ&サービスイズ(株)代表 取締役会長(現任)</p> <p>(地位) 代表取締役社長 (重要な兼職の状況) JPリースプロダクツ&サービスイズ(株)代表取締役会長 (株)こうどうホールディングス代表取締役 (株)ホワイトロック代表取締役</p>	4,434,200株
<p>取締役候補者とした理由 当社の創業者であり、金融全般における豊富な経験と幅広い見識に基づき、創業以来スピード感のある成長戦略を推進し、その企業価値を増大させる等、当社グループをけん引してまいりました。 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に不可欠な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
2 再任	い し か わ て い じ 石 川 禎 二 (1961年5月5日)	1985年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 1999年6月 三和ビジネスクレジット(株)(現三菱HCキ ャピタル(株))へ出向 2010年4月 アビエーション・プラス(株)を設立、代表取 締役 2011年8月 JPリースプロダクツ&サービスズ(株)代表 取締役社長(現任) 2011年10月 当社入社 2014年3月 当社取締役(現任) 2017年10月 JLPS Holding Ireland Limited(現JLPS Ireland Limited)取締役(現任) (地位及び担当) 取締役 航空機ファイナンス事業部管掌 (重要な兼職の状況) JPリースプロダクツ&サービスズ(株)代表取締役社長 JLPS Ireland Limited取締役	630,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>長年にわたる金融機関での豊富な業務経験と高い見識を有し、当社グループの航空機をはじめとしたオペレーティング・リース事業の拡大に寄与してまいりました。</p> <p>その高い実績と高度なストラクチャード・ファイナンスの知見を活かすことにより、当社グループの更なる発展と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3 新任	むら かみ みち お 村 上 満 保 (1961年11月10日)	1985年 4月 (株)三和銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2005年 8月 インドネシアUFJ銀行取締役 2011年 8月 (株)三菱東京UFJ銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 台北支店長 2016年 4月 藤田観光(株)執行役員 2019年11月 当社入社 2020年11月 執行役員 新規事業開発部長 2022年 2月 パイオニアエース航空(株)取締役 (現任) 2022年 6月 執行役員 事業開発本部長 (現任) 2026年 2月 JIA信託(株)取締役 (現任) (地位及び担当) 執行役員 事業開発本部長 (重要な兼職の状況) パイオニアエース航空(株)取締役 JIA信託(株)取締役	1,500株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>長年にわたる金融機関での豊富な業務経験と高い見識を有し、当社執行役員として、新規事業を含む事業開発全般の拡大を推進し、当社グループの企業価値向上に寄与してまいりました。</p> <p>その実績と事業開発における高い企画立案能力及び経営管理能力を活かすことにより、当社グループの更なる発展と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者の「略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）」において、「現任」の記載がないものについては、全て退任しております。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 本株主総会参考書類は、作成時点（2026年2月19日）の情報を記載しており、各取締役候補者の「所有する当社の株式数」についても2026年2月19日時点の情報を記載しております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる役員等としての職務遂行に伴う責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を、当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、2026年9月に更新する予定であります。なお、当該保険契約に係る保険料は全額会社負担としております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	候補者属性	氏名	性別	現在の地位	2025年度 取締役会 出席回数 (出席率)	2025年度 監査役会 出席回数 (出席率)
1	新任 社外 独立	^{まり} 鞠 ^こ 子 ^ち 千 ^{はる} 春 (戸籍上の氏名：高木 千春)	女性	社外取締役	13/13回 (100%)	—
2	新任 社外 独立	^か 加 ^せ 瀬 ^{ゆたか} 豊	男性	—	—	—
3	新任 社外 独立	^{すぎ} 杉 ^{やま} 山 ^{あい} 愛	女性	—	—	—

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

独立役員候補者

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1 新任 社外 独立	まり 鞠 こ 子 ち はる 春 (戸籍上の氏名：高木 千春) (1979年1月8日)	2002年4月 (株)東芝入社 2008年12月 弁護士登録 (東京弁護士会) さくら共同法律事務所入所 2011年4月 内閣府委嘱相談員 2012年4月 東京弁護士会倫理特別委員会副委員長 (現任) 2012年11月 中小企業庁 経営革新等支援機関認定 (現任) 2014年10月 東京家庭裁判所調停官 (非常勤裁判官) 2015年5月 平河町総合法律事務所入所 2015年11月 三島総合法律事務所に参画 パートナー (現任) 2020年4月 東京地方裁判所調停委員 (現任) 2024年3月 当社社外取締役 (現任) (地位) 社外取締役 (重要な兼職の状況) 三島総合法律事務所 パートナー	—
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>鞠子千春氏は、法律の専門家としての知識に加え、中小企業庁の認定する経営革新等支援機関として、様々な企業の経営課題に対し専門性の高い支援を行う知見を有しており、客観的な視点から当社経営に対する監査を行っていただくことが期待できるため、監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職責を果たしていただけると判断しております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
2 新任 社外 独立	か せ ゆたか 加 瀬 豊 (1947年2月19日)	1970年5月 日商岩井(株) (現双日(株)) 入社 2001年6月 同社執行役員 日商岩井米国会社エグゼクティブバイスプレジデント 2002年4月 日商岩井(株)化学品・資材カンパニープレジデント 2003年4月 同社取締役常務執行役員 2004年4月 ニチメン(株)と日商岩井(株)合併により双日(株)に商号変更 同社代表取締役専務執行役員 2004年8月 同社代表取締役副社長執行役員 2005年10月 双日ホールディングス(株)と双日(株)合併により双日(株)に商号変更 同社代表取締役副社長執行役員 2007年4月 同社代表取締役CEO 2012年4月 同社代表取締役会長 2013年6月 アステラス製薬(株)社外取締役 2016年3月 (株)ジェイ エイ シー リクルートメント社外取締役 (現任) 2016年6月 積水化学工業(株)社外取締役 2017年6月 双日(株)特別顧問 2018年6月 同社顧問 (重要な兼職の状況) (株)ジェイ エイ シー リクルートメント社外取締役	—
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>加瀬豊氏は、長年の総合商社における豊富な経営経験と、社外取締役としての経営監督の知見を有しており、当社の実効的な監査に十分な役割を果たしていただけることが期待できるため、監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3 新任 社外 独立	すぎ やま 杉 山 あい 愛 (1975年7月5日)	<p>1996年7月 第26回オリンピック競技大会（アトランタ）女子テニスシングルス・ダブルス出場</p> <p>1999年9月 全米オープンテニス混合ダブルス優勝</p> <p>2000年9月 第27回オリンピック競技大会（シドニー）女子テニスシングルス・ダブルス出場</p> <p>2000年9月 全米オープンテニス女子ダブルス優勝</p> <p>2003年6月 全仏オープンテニス女子ダブルス優勝</p> <p>2003年7月 ウィンブルドン選手権女子ダブルス優勝</p> <p>2004年8月 第28回オリンピック競技大会（アテネ）女子テニスシングルス・ダブルス出場</p> <p>2005年11月 特定非営利活動法人パームインターナショナル湘南を設立し理事長就任</p> <p>2008年8月 第29回オリンピック競技大会（北京）女子テニスシングルス・ダブルス出場</p> <p>2009年10月 プロテニスプレイヤー引退</p> <p>2009年11月 テニス四大大会連続出場記録を世界記録とするギネス認定</p> <p>2021年7月 一般社団法人Woman's Ways理事（現任）</p> <p>2021年11月 一般社団法人Japan Women's Tennis Top50 Club代表理事</p> <p>2025年4月 一般社団法人Square Plus代表理事（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 該当事項はありません。</p>	-
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>杉山愛氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、テニスの世界的プレイヤーとして世界各地で活躍されたのち、競技解説やスポーツコメンテーターを務める等、豊富な経験を有しております。また、アスリートやスポーツに励む学生向けの支援等を目的とした一般財団法人の理事として活動を通じて、人材育成や女性活躍のための環境整備等に豊富な知見を有しております。当該知見を当社の監査及び当社のサステナビリティ経営に関する積極的な意見・提言等に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役に選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、当社と各法人、各団体等とは特別の関係はありません。</p>			

- (注) 1. 各候補者の「略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）」において、「現任」の記載がないものについては、全て退任しております。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 本株主総会参考書類は、作成時点（2026年2月19日）の情報を記載しており、各取締役候補者の「所有する当社の株式数」についても2026年2月19日時点の情報を記載しております。
4. 鞠子千春氏、加瀬豊氏及び杉山愛氏は、社外取締役候補者であります。
5. 鞠子千春氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は鞠子千春氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、鞠子千春氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、加瀬豊氏及び杉山愛氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる役員等としての職務遂行に伴う責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を、当該保険契約により補填することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、2026年9月に更新する予定であります。なお、当該保険契約に係る保険料は全額会社負担としております。
8. 鞠子千春氏は、東京証券取引所の規定する独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。また、加瀬豊氏及び杉山愛氏につきましても、東京証券取引所の規定する独立役員の要件を満たしており、各氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

【ご参考】 本株主総会終了後の取締役の専門性及び経験（スキル・マトリックス）
 （第2号議案、第3号議案及び第4号議案をご承認いただいた場合の予定）

区分	氏名		企業経営	金融	SDGs	グローバル	法務 コンプライアンス 内部統制	財務 税務
取締役 監査等委員である取締役を除く	白岩	直人	○	○	○	○		○
	石川	禎二	○	○	○	○		○
	村上	満保	○	○	○	○		○
監査等委員である取締役	鞠子	千春	社外		○		○	
	加瀬	豊	社外	○	○	○	○	○
	杉山	愛	社外		○	○		

※ 上記一覧表は各取締役の有する全ての経験と知見を表すものではありません。

【ご参考】 社外役員の独立性に関する基準

目的

コーポレートガバナンスの適正の確保と更なる強化に向けて、社外取締役の独立性に関する基準について定めることを目的とする。

独立性判断基準

当社における社外取締役のうち、以下のいずれの基準にも該当しない当該社外取締役は、独立性を有すると判断されるものとする。

1. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者である者
2. 当社の主要な取引先である者またはその業務執行者である者
3. 当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等（その財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者。）
4. 当社の主要借入先またはその業務執行者である者
5. 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
6. 当社の業務執行者である者が他の会社の社外役員に就いている、または就いていた場合における当該他の会社の業務執行者である者
7. 当社の大株主またはその業務執行者である者
8. 過去3年間に於いて上記1から7のいずれかに該当していた者
9. 上記1から8までのいずれかに該当する者（なお、重要な地位にある者に限る）の近親者等
10. 当社または当社の子会社の取締役、執行役もしくは支配人その他の重要な使用人である者の近親者等

(注)

1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、その者の直近事業年度における年間連結売上高の1%以上の支払いを当社から受けた者をいう。
2. 「当社の主要な取引先である者」とは、当社の直近事業年度における年間連結売上高の1%以上の支払いを当社に行っている者をいう。
3. 「業務執行者である者」とは、会社の業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人である者をいう。
4. 「主要借入先」とは、直近の事業年度における連結ベースでの借入額が、当該事業年度における当社の連結総資産の2%以上の借入先であることをいう。

5. 「一定額」とは、年間1,000万円であることをいう。
6. 「大株主」とは、当社における総議決権の10%以上の議決権を保有する者であることをいう。なお、持株比率は自己株式を控除して算定するものとし、大株主には当社自身を含まないものとする。
7. 「重要な地位にある者」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人である者をいう。
8. 「近親者等」とは、配偶者及び二親等内の親族である者をいう。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
あらいこうじ 新井晃二 (1961年12月5日)	1985年4月 (株)日本経済新聞社入社 2008年3月 同社西部支社広告部長 2011年4月 同社東京支社クロスメディア営業局第6部長 2013年4月 (株)日本経済社出向 2014年3月 一般社団法人日本IR協議会出向 業務部長 2015年6月 同法人事務局長 2021年4月 (株)日本経済新聞社東京支社メディアビジネス広告コミュニケーションユニット広告IoT推進部シニアプロデューザー (重要な兼職の状況) 該当事項はありません。	—
補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由 長年にわたる(株)日本経済新聞社における事業を通じて得た幅広い政治経済に関する識見に加え、適正かつ質の高いIRに関する知見も有していることから、当社グループの監査に十分な役割を果たしていただくとともに、IR活動に関する助言も期待できるためであります。 なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

(注) 1. 「略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）」において「現任」の記載がないものについては、全て退任しております。

2. 新井晃二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 新井晃二氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

4. 新井晃二氏が監査等委員である取締役就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する金額といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる役員等としての職務遂行に伴う責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を、当該保険契約により補填することとしております。新井晃二氏が監査等委員である取締役就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、2026年9月に更新する予定であります。なお、当該保険契約に係る保険料は全額会社負担としております。
6. 新井晃二氏が監査等委員である取締役就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
7. 第2号議案をご承認いただいた場合、本株主総会において選任いただく補欠の監査等委員である取締役選任の効力は2028年3月開催予定の定時株主総会の開始の時までとなります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2016年3月25日開催の第10回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を定めることとし、年額500百万円以内（うち社外取締役分年額100百万円以内）とさせていただきますと存じます。

なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、電子提供措置事項「事業報告」47頁から48頁に記載のとおりであります。

本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役5名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額100百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

事業報告

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当期の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年1月1日～2025年12月31日）における世界経済は、米国は一進一退の状況であり、個人消費は減速基調にありますが、企業の景況感是非製造業が好調を維持し、製造業は回復基調にあります。欧州では、賃金状況や物価の安定により個人消費は堅調に推移するとともに、ドイツを主とした政府投資の増加により、生産活動が活性化しつつあり、景気を押し上げていくことが見込まれます。一方、中国では、不動産投資の停滞やデフレ圧力の継続に加え、政策効果に陰りが見られ、景気減速の傾向は今後も続く見通しです。

日本経済は、景気の一部には足踏みの状態が見られ、雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかな回復基調にありますが、製造業の生産活動は弱含みの状態です。また、日中関係の悪化に伴う訪日インバウンド需要の落ち込み等、景気の先行きには不透明な部分もあります。

このような経済情勢の中、当社グループは、「金融を通じて社会に貢献する企業でありつづける」を経営理念として、主力4事業（オペレーティング・リース事業、不動産事業、環境エネルギー事業及びプライベート・エクイティ投資事業）を中心に企業価値向上に努めてまいりました。

オペレーティング・リース事業の売上高は、32,974百万円（前期比16.7%増）となりました。投資家の需要が旺盛である中、十分な品揃えが用意できていたこと等により、商品出資金販売額は、150,247百万円（前期比33.0%増）と好調に推移しました。また、商品組成額は、542,388百万円（前期比88.9%増）と組成環境も引き続き良好であり、過去最高額の商品出資金残高を確保しております。

不動産事業の売上高は、518百万円（前期比87.7%増）となりました。主に、不動産小口化商品として信託受益権を販売したことに伴う収入を計上しております。

環境エネルギー事業の売上高は、1,256百万円（前期比19.1%増）となりました。主に、太陽光発電所のマネジメント収入や発電設備賃料収入の他、当社が保有する太陽光発電所の一部を流動化した私募取扱い商品1,200百万円を販売したことに伴う収入を計上したことによるものです。

プライベート・エクイティ投資事業の売上高は、713百万円（前期比521.4%増）となりました。当社グループが運営するファンドの投資先のうち、IPOを実現した投資先の株式を一部売却したことによる収入を計上しております。

その他事業の売上高は、3,275百万円（前期比129.2%増）となりました。グループ子会社の証券事業をはじめとした金融ソリューションサービスにかかる手数料収入等を計上しております。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、下表のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率(%)
売上高	31,129	38,738	7,608	24.4
営業利益	12,110	18,884	6,773	55.9
経常利益	11,635	16,625	4,989	42.9
親会社株主に帰属する当期純利益	8,055	10,542	2,486	30.9

② 設備投資の状況

特にございません。

③ 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度中にオペレーティング・リース事業における匿名組合契約に基づく権利の引き受け資金として金融機関より主に短期借入を行っております。

また、当連結会計年度中に総額5,050百万円の社債を発行しております。

この結果、当連結会計年度末の当社グループの借入金及び社債の残高は、179,558百万円となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 17 期 (2022年12月期)	第 18 期 (2023年12月期)	第 19 期 (2024年12月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (2025年12月期)
売 上 高 (百万円)	18,045	21,818	31,129	38,738
経 常 利 益 (百万円)	5,897	3,668	11,635	16,625
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	4,412	2,359	8,055	10,542
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	73.00	39.03	133.19	174.13
総 資 産 (百万円)	175,876	211,750	244,906	293,632
純 資 産 (百万円)	46,795	48,811	67,695	80,465
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	757.46	791.33	1,105.22	1,213.86

(注)当社は2024年1月17日付で一部コミットメント型ライセンス・オフリングに基づく新株予約権の株主割当てを行い、当該新株予約権の行使に伴い新株式を発行しております。第17期の期首に当該ライセンス・オフリングに基づく払込が行われたと仮定した株式数で、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 17 期 (2022年12月期)	第 18 期 (2023年12月期)	第 19 期 (2024年12月期)	第 20 期 (当事業年度) (2025年12月期)
売 上 高 (百万円)	10,317	5,362	8,659	9,899
経 常 利 益 (百万円)	4,609	3,054	5,326	2,982
当 期 純 利 益 (百万円)	3,519	2,144	3,267	1,753
1 株 当 純 利 益 (円)	58.23	35.48	54.02	28.96
総 資 産 (百万円)	70,301	88,756	91,875	91,911
純 資 産 (百万円)	40,270	41,521	53,887	52,381
1 株 当 純 資 産 額 (円)	666.23	686.50	890.98	865.16

(注)当社は2024年1月17日付で一部コミットメント型ライセンス・オファリングに基づく新株予約権の株主割当てを行い、当該新株予約権の行使に伴い新株式を発行しております。第17期の期首に当該ライセンス・オファリングに基づく払込が行われたと仮定した株式数で、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」を算定しております。

(3) 重要な子会社及び関連会社の状況

① 重要な子会社及び関連会社の状況 (2025年12月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(連結子会社)			
JPリースプロダクツ & サービスズ株式会社	950,000千円	100.0%	オペレーティング・リース事業、不動産事業、環境エネルギー事業、保険代理店事業
J L P S I r e l a n d L i m i t e d	20,000千ユーロ	100.0%	オペレーティング・リース事業
フィンスパイア株式会社	50,000千円	100.0%	オペレーティング・リース事業、貸金事業
J I A 信 託 株 式 会 社	300,000千円	100.0%	信託事業
J I A 証 券 株 式 会 社	653,720千円	100.0%	証券事業
株式会社日本証券新聞社	4,500千円	100.0%	メディア事業、IRアドバイザリー事業
(持分法適用会社)			
JIA Aviation Finance 合 同 会 社	100,000千円	47.5%	航空機ファイナンス事業

- (注) 1. 当社グループは、当社、連結子会社24社、持分法適用会社6社で構成されております。
2. 当連結会計年度において、1社を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。また、連結子会社1社を、重要性が低下したため、連結の範囲から除外しております。
3. 当連結会計年度において、新たに株式を取得した1社を持分法適用の範囲に含めております。

- ② 特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

日本経済の基盤である中堅・中小企業は、少子高齢化に伴う後継者・人手不足に加え、物価高騰や為替変動、デジタルトランスフォーメーション（DX）対応、地政学リスクの顕在化によるサプライチェーンの再構築などの多層的な課題に直面しています。これら不透明な環境下で持続的な成長を遂げるには、安定したキャッシュフローの確保、不断のイノベーション、そして効率経営の徹底が不可欠です。

そのような中、当社グループは「金融を通じて社会に貢献する企業でありつづける」という経営理念の下、全国の中堅・中小企業の経営課題解決をサポートする多様なサービスを提供しております。これらのサービス提供により、社会課題解決と当社の企業価値向上を両立させてまいります。そのために、以下の対処すべき課題に取り組んでまいります。

①コア事業の持続的な成長

当社グループは、航空機を中心としたオペレーティング・リース事業を主力事業としております。その売上高構成比は、85.1%（当連結会計年度実績）を占めております。これまでに本事業で培った当社グループの競争優位性の維持と、更なるイノベーションを両立すべく、以下の課題に取り組んでまいります。

- ・ 顧客ニーズに応える、商品組成力の向上
- ・ 組成を円滑に進める、資金調達力の向上
- ・ キャッシュ・コンバージョン・サイクルの短縮化
- ・ 取引先の与信管理等、ガバナンス体制の強化
- ・ 高度な事業運営を担う、専門性の高い人材の登用

②事業ポートフォリオの拡充

当社グループは、主に全国の中堅・中小企業の経営課題解決をサポートする多様なサービスを提供しております。顧客本位の立場に立って、経営課題解決を支援すべく、以下の課題に取り組んでまいります。

- ・ ワンストップのサービス提供体制の強化
- ・ 専門性を向上させる情報連携ネットワークの拡充
- ・ 顧客本位のソリューション提供の徹底
- ・ 顧客ニーズの本質的な課題を見極める、専門性の高い人材の登用

③サステナビリティ経営の推進

当社グループは、環境エネルギー事業、航空機のパーツアウト・コンバージョン事業（退役機体のパーツ販売、及び旅客機から貨物機への改造事業）等、日常の事業活動等を通じて、持続可能な循環型社会の実現に貢献してまいります。そのために、以下の課題に取り組んでまいります。

- ・ 収益性向上を伴う再生可能エネルギー事業の取組拡大
- ・ 遊休資源の活用等、再生可能エネルギー事業普及による地方創生
- ・ 機齢を経た旅客機のリサイクル・リユースの拡大
- ・ 自治体や教育機関等、地域社会との共生の推進
- ・ SDGs が示す様々な社会課題の解決に貢献する、専門性の高い人材の登用

次期連結会計年度（2026年1月1日～2026年12月31日）の見通し

主力のオペレーティング・リース事業において、コロナ禍前を上回る旅客需要を背景に航空会社の機体のリース需要は旺盛です。当連結会計年度末の商品出資金残高は、1,364億円に達し、十分な在庫を確保しています。加えて、投資家の需要も底堅く、次期連結会計年度は1,800億円（3期連続となる過去最高額）の商品出資金販売を計画しております。他にも、不動産事業、環境エネルギー事業、プライベート・エクイティ投資事業などの成長スピードを加速させることにより、業績予想の達成を目指してまいります。

また当社では、2023年7月31日に中期経営計画(2024年度から2026年度まで)を発表しております。初年度および2年目実績は計画を超過いたしました。最終年度となる次期連結会計年度は次期コア事業の育成が遅延しており、当初計画には未達となる見通しです。早急に、次期コア事業の収益基盤の再構築を図ってまいります。

以上を踏まえた次期連結会計年度の業績予想は、以下のとおりです。（単位：百万円）

区分	当連結会計年度 (実績)	次期連結会計年度 (予想)			
	通期	第2四半期 (累計)	前期比 (%)	通期	前期比 (%)
売上高	38,738	24,790	19.4	48,960	26.4
営業利益	18,884	11,940	4.9	23,580	24.9
経常利益	16,625	10,340	8.9	19,670	18.3
親会社株主に 帰属する当期純利益	10,542	6,770	10.1	13,000	23.3

(5) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
343 (5) 名	46名増 (2名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及びアルバイト等の臨時就業員数は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 当社グループは、オペレーティング・リース事業及びそれ以外に4つの事業を営んでおりますが、オペレーティング・リース事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の使用人の記載を省略しております。
3. オペレーティング・リース事業の業務拡大に伴い、オペレーティング・リース事業の人員が増加しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
231名	33名増	48.1歳	3.6年

- (注) 1. 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及びアルバイト等の臨時就業員数がある場合は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
2. 使用人増加の主な理由は、オペレーティング・リース事業の業務拡大に伴い、期中採用が増加したことによるものであります。

(6) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行シンジケートローン (注) 1	50,161
株式会社みずほ銀行シンジケートローン (注) 2	18,315
株式会社三菱UFJ銀行コミットメントライン契約	12,511
株式会社SBI新生銀行当座貸越契約	8,928
株式会社みずほ銀行コミットメントライン契約	6,839
株式会社きらぼし銀行金銭消費貸借契約	6,420
株式会社りそな銀行コミットメントライン契約	5,000
農林中央金庫当座貸越契約	4,000

(注) 1. シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を幹事とする27社の協調融資によるものであります。

2. シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を幹事とする10社の協調融資によるものであります。

(7) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 61,022,353株 |
| ③ 株主数 | 34,321名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社こうどうホールディングス	21,678,200株	35.81%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	6,479,900	10.70
白岩直人	4,434,200	7.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,702,700	6.12
石川禎二	630,000	1.04
楽天証券株式会社共有口	584,700	0.97
株式会社SBI証券	577,174	0.95
双日株式会社	400,000	0.66
JP MORGAN CHASE BANK 385781	381,400	0.63
井上泰輔	377,200	0.62

(注) 1. 当社は、自己株式を477,243株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年12月19日開催の取締役会決議に基づき、当社従業員に対し、譲渡制限付株式を付与することとし、2025年1月31日付で当社普通株式69,100株の自己株式処分を行っております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	白岩直人	JPリースプロダクツ&サービスズ株式会社 代表取締役会長 株式会社こうどうホールディングス 代表取締役 株式会社ホワイトロック 代表取締役
取締役	石川禎二	航空機ファイナンス事業部管掌 JPリースプロダクツ&サービスズ株式会社 代表取締役社長 JLPS Ireland Limited 取締役
取締役	杉本健	管理本部長 JPリースプロダクツ&サービスズ株式会社 取締役
取締役	森 巖	
取締役	柳井俊二	プラウドフットジャパン株式会社 取締役
取締役	前川晶	法律事務所イオタ パートナー かながわ信用金庫 監事
取締役	井戸清人	
取締役	鞠子千春	三島総合法律事務所 パートナー
常勤監査役	佐藤秀明	JPリースプロダクツ&サービスズ株式会社 監査役 JIA信託株式会社 監査役
監査役	小松澤仁	株式会社日本証券新聞社 監査役
監査役	伊牟田均	南国ホテルズ株式会社 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役森巖氏、取締役柳井俊二氏、取締役前川晶氏、取締役井戸清人氏及び取締役鞠子千春氏は社外取締役であります。
2. 2025年3月26日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって、小林治氏は常勤監査役を辞任いたしました。
3. 2025年3月26日開催の第19回定時株主総会において、佐藤秀明氏が監査役に選任され就任いたしました。また、同氏は同総会終了後開催の監査役会において、常勤監査役に選定され就任いたしました。
4. 監査役佐藤秀明氏、監査役小松澤仁氏及び監査役伊牟田均氏は、社外監査役であります。

5. 監査役佐藤秀明氏、監査役小松澤仁氏及び監査役伊牟田均氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・佐藤秀明氏は、大蔵省（現財務省）入省後、長年にわたり金融検査業務に携わってきた経験があるとともに、信用金庫理事及び監事として経営に関与した経験があり、金融、財務、会計及び監査の分野において豊富な知見と経験を有しております。
 - ・小松澤仁氏は、中小企業金融公庫（現株式会社日本政策金融公庫）出身であり、経営者として複数の企業再生の経験を有しております。
 - ・伊牟田均氏は、証券会社及びベンチャーキャピタル出身であり、金融及び財務に関する幅広い見識を有しており、また、経営者としての豊富な経験を有しております。
6. 当社は取締役森嶋氏、取締役柳井俊二氏、取締役前川晶氏、取締役井戸清人氏、取締役鞠子千春氏、監査役佐藤秀明氏、監査役小松澤仁氏及び監査役伊牟田均氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社の取締役及び監査役の専門性と経験は、次のとおりです。

区分	氏名	企業経営	金融 金融行政	再生可能 エネルギー SDGs	グローバル	法務 コンプライアンス 内部統制	財務 会計 税務
取締役	白岩 直人	○	○	○	○		○
	石川 禎二	○	○	○	○		○
	杉本 健		○	○		○	○
	森 嶋	社外	○	○	○		
	柳井 俊二	社外			○	○	
	前川 晶	社外		○		○	
	井戸 清人	社外		○		○	
監査役	鞠子 千春	社外		○		○	
	佐藤 秀明	社外	○	○		○	○
	小松澤 仁	社外	○	○		○	○
	伊牟田 均	社外	○	○	○		○

※ 上記一覧表は各取締役及び監査役の有する全ての経験と知見を表すものではありません。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬は、株主総会において決定された総額の範囲内において、役位、職務範囲等を勘案した上で、取締役会で決定しております。

当社は、自社株報酬など中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入しておりません

が、株式の保有を通じて、企業価値の向上を意識した経営を促しております。
当社は、2021年3月26日開催の第15回定時株主総会終結時以降の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、2021年3月18日開催の取締役会にて以下のとおり決議しております。

- ・基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう中期的には株主利益と連動した報酬体系を目指すものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責及び当社業績を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

- ・業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等並びに非金銭報酬等については支払わないものとしております。

- ・金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬の種類別の割合については、基本報酬のみとしております。

- ・報酬等を与える時期又は条件の決定方針

基本報酬は月例の固定報酬とし、金銭での支払としております。

- ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役に支給する基本報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長 白岩直人氏にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は当社の業績等も踏まえ、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責等に応じて決定するものとしております。なお、当該決定にあたっては、取締役会決議に基づき設置され、委員に社外取締役を含んで構成される指名報酬諮問委員会の答申内容を尊重するものとしております。取締役会は、代表取締役社長が当該事業年度における取締役各人の職責や実績等を適切に把握し、それを評価できる立場にあり、また取締役会で決議された決定内容に整合していることを確認していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

- ・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の変更に関する事項

社会情勢、当社の事業環境、当社の機関設計の変更等、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等について、見直しの要否を検討すべき事象が発生した場合は、代表取締役社長が随時検討の上、必要に応じて取締役会決議を経て変更するものとしております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

(単位：百万円)

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (5)	165 (27)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3)	14 (12)
合 計 (うち社外役員)	12名 (8)	179 (40)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当社役員の報酬等は固定報酬のみで構成されており、業績連動報酬等及び非金銭報酬等に係る部分はありません。
3. 取締役の報酬限度額は、2016年3月25日開催の第10回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役の報酬額は50百万円以内とし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。
4. 監査役の報酬限度額は、2013年3月28日開催の第7回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

ハ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬の総額

該当事項はありません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役柳井俊二氏は、プラウドフットジャパン株式会社取締役であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役前川晶氏は、法律事務所イオタ パートナー及びかながわ信用金庫監事であります。各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役鞠子千春氏は、三島総合法律事務所 パートナーであります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役佐藤秀明氏は、JPリースプロダクツ&サービスズ株式会社監査役及びJIA信託株式会社監査役であります。JPリースプロダクツ&サービスズ株式会社及びJIA信託株式会社は当社の子会社であります。
- ・監査役小松澤仁氏は、株式会社日本証券新聞社監査役であります。株式会社日本証券新

聞社は当社の子会社であります。

- ・ 監査役伊牟田均氏は、南国ホテルズ株式会社代表取締役社長であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 森 巖	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、金融業界及び事業会社での代表取締役等を含む長年の豊富な経営者としての経験や見識から、当社経営に関わる有意義な助言及び提言を行うなど、適切に役割を果たしております。
取締役 柳 井 俊 二	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、駐米大使を始めとする国際的な活躍の中で培われた経験や見識に基づき、客観的な立場から、当社経営に関わる有意義な助言及び提言を行うなど、適切に役割を果たしております。
取締役 前 川 晶	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、弁護士として、また金融行政当局で培ってきた豊富な経験や見識から、当社経営に関わる有意義な助言及び提言を行うなど、適切に役割を果たしております。
取締役 井 戸 清 人	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、国内外の金融情勢及び企業統治に関する高い見識と事業会社の社外取締役経験から、当社経営に関わる有意義な助言及び提言を行うなど、適切に役割を果たしております。
取締役 鞠 子 千 春	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、弁護士として培ってきた豊富な経験や見識から、当社経営に関わる有意義な助言及び提言を行うなど、適切に役割を果たしております。
監査役 佐 藤 秀 明	2025年3月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会10回の全てに出席し、監査役会10回の全てに出席いたしました。金融行政当局で培ってきた豊富な経験や見識から、当社経営に関わる有意義な助言及び提言を行うなど、適切に役割を果たしております。
監査役 小松澤 仁	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、監査役会14回の全てに出席いたしました。複数社での取締役・監査役等としての豊富な経験や見識から、当社経営に関わる有意義な助言及び提言を行うなど、適切に役割を果たしております。
監査役 伊牟田 均	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、監査役会14回の全てに出席いたしました。これまでの経営に関する豊富な経験や見識から、当社経営に関わる有意義な助言及び提言を行うなど、適切に役割を果たしております。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

単位：百万円（未満切捨）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	270,049	流動負債	197,284
現金及び預金	64,833	買掛金	184
売掛金	8,565	業務未払金	506
リース債権	9,076	短期借入金	157,335
商品	6,135	一年内返済予定の 長期借入金	3,108
商品出資金	136,482	一年内返済予定の 長期ノンリコースローン	1,930
信託受益権	3,046	一年内償還予定の社債	4,247
未成業務支出金	2,015	未払法人税等	4,923
営業投資有価証券	4,365	契約負債	19,849
前渡金	1,256	株主優待引当金	70
立替金	3,894	賞与引当金	510
預け金	4,189	その他	4,619
短期貸付金	16,886	固定負債	15,882
未収入金	4,153	長期借入金	5,565
その他	5,147	長期ノンリコースローン	2,398
固定資産	23,477	社債	4,973
有形固定資産	983	その他	2,944
建物	658		
土地	227	負債合計	213,166
その他	98	(純資産の部)	
無形固定資産	129	株主資本	70,188
ソフトウェア	74	資本金	16,887
のれん	55	資本剰余金	16,829
投資その他の資産	22,363	利益剰余金	37,755
投資有価証券	13,721	自己株式	△1,283
長期貸付金	551	その他の包括利益累計額	3,304
繰延税金資産	7,574	その他有価証券評価差額金	195
その他	516	為替換算調整勘定	3,108
繰延資産	105	非支配株主持分	6,971
社債発行費	105	純資産合計	80,465
資産合計	293,632	負債純資産合計	293,632

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

単位：百万円（未満切捨）

科 目	金 額
売上高	38,738
売上原価	9,597
売上総利益	29,140
販売費及び一般管理費	10,256
営業利益	18,884
営業外収益	
受取利息	331
商品出資金売却益	1,284
その他	296
営業外費用	
支払利息	2,055
支払手数料	1,405
為替差損	159
持分法による投資損失	270
その他	280
経常利益	4,172
特別利益	
関係会社株式売却益	33
特別損失	
投資有価証券評価損	152
税金等調整前当期純利益	16,506
法人税、住民税及び事業税	6,908
法人税等調整額	△1,164
当期純利益	10,762
非支配株主に帰属する当期純利益	220
親会社株主に帰属する当期純利益	10,542

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

単位：百万円（未満切捨）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	71,384	流動負債	29,931
現金及び預金	28,665	短期借入金	17,942
売掛金	426	一年内返済予定の 長期借入金	3,048
商品	3,104	一年内償還予定の社債	4,187
前払費用	182	未払費用	188
関係会社短期貸付金	34,365	未払金	25
立替金	786	未払法人税等	907
未収入金	2,594	契約負債	3,305
営業投資有価証券	1,173	株主優待引当金	147
その他	86	預り金	131
固定資産	20,426	その他	48
有形固定資産	347	固定負債	9,599
建物	51	長期借入金	4,825
工具、器具及び備品	68	社債	4,773
土地	227	その他	0
無形固定資産	32	負債合計	39,530
ソフトウェア	32	(純資産の部)	
投資その他の資産	20,047	株主資本	52,162
関係会社株式	5,994	資本金	16,887
投資有価証券	3,795	資本剰余金	16,829
関係会社長期貸付金	8,072	資本準備金	16,829
敷金	340	利益剰余金	19,728
繰延税金資産	1,823	その他利益剰余金	19,728
その他	20	繰越利益剰余金	19,728
繰延資産	100	自己株式	△1,283
社債発行費	100	評価・換算差額等	219
		その他有価証券評価差額金	219
資産合計	91,911	純資産合計	52,381
		負債純資産合計	91,911

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

単位：百万円（未満切捨）

科 目	金	額
売上高		9,899
売上原価		559
売上総利益		9,339
販売費及び一般管理費		5,227
営業利益		4,111
営業外収益		
受取利息	948	
受取配当金	11	
その他の	30	990
営業外費用		
支払利息	351	
社債利息	125	
支払手数料	57	
社債発行費償却	71	
為替差損	703	
貸倒損	803	
その他の	5	2,119
経常利益		2,982
特別利益		
関係会社株式売却益	33	33
特別損失		
投資有価証券評価損	152	152
税引前当期純利益		2,864
法人税、住民税及び事業税	1,664	
法人税等調整額	△552	1,111
当期純利益		1,753

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松亮一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河島啓太

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月16日

株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 小松 亮一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 河島 啓太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーの2025年1月1日から2025年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月17日

株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー

監 査 役 会

常勤社外監査役 佐藤 秀 明 ㊞

社 外 監 査 役 小松澤 仁 ㊞

社 外 監 査 役 伊牟田 均 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
住友不動産虎ノ門タワー 2階 ベルサール虎ノ門
電話 050-3112-0925

※当日ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。



最寄駅

「銀座線 虎ノ門駅」3番出口より徒歩4分

「日比谷線 虎ノ門ヒルズ駅」A1またはA2出口より徒歩5分

「南北線・銀座線 溜池山王駅」8番出口より徒歩6分または9番出口より徒歩5分

(お願い) 駐車場はご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。